

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

経済統合及び人口減少下における雇用戦略と
社会保障の連携及び家族政策の可能性に関する
国際比較研究

(H21-政策-一般-009)

平成 23 年度 総括・分担研究報告書

平成 21～23 年度 総合研究報告書

研究代表者 井口 泰

平成 24 (2012) 年 5 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

経済統合及び人口減少下における雇用戦略と
社会保障の連携及び家族政策の可能性に関する
国際比較研究

平成21年度～23年度 総合研究報告書

研究代表者 井口 泰

平成24（2012）年 5月

目 次

I. 総合研究報告		
経済統合及び人口減少下における雇用戦略と社会保障の連携及び家族政策 の可能性に関する国際比較研究	井口 泰	----- 1
II. 研究成果の刊行に関する一覧表		----- 8
III. 研究成果の刊行物・別刷		----- 11

厚生労働科研補助金（政策科学総合研究事業）
経済統合及び人口減少下における雇用戦略と社会保障の連携及び家族政策
の可能性に関する国際比較研究
（総合）研究報告書
研究代表者 井口 泰

研究要旨：本研究は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることを目的とした。

このため、3年度にわたって、本研究は、人口変動と労働市場の相互関係の解明を基本課題にすえた。①まず、人口及び国際経済の変動が、地域労働市場ミスマッチに与えている影響を多角的に分析し、②これと逆に、労働市場の変動が人口変動に与える影響を解明するため、日仏比較の調査を活用しながら、雇用非正規化と無業の増加が家族形成と出生率に与える影響の分析をおこなった。さらに、③日欧比較の手法により、雇用政策と社会保障の連携の進め方や家族政策の動向を検討し、同様に、④外国人雇用が、地域労働市場の需給ミスマッチに対して与える効果を検証する調査研究を展開した。

これら調査研究により、人口変動と労働市場の相互作用に関して、人口変動から労働市場への影響（特に労働需給ミスマッチへの影響）と、労働市場から人口変動への影響（特に家族形成や出生率への影響）の両者を、関係する諸理論を基礎として計量的に把握できた。こうした変数の相互的又は複合的な影響に関する事実発見から、地域レベルで、国の機関である職業安定機関と、自治体を通じ実施している最低所得保障、住宅確保、社会保障や福祉などの施策を効果的に組み合わせ実施し、総合的な家族支援を効果的に行うため、法制度整備を含む改革が必要との結論に達した。同時に、労働需給ミスマッチを緩和し地域経済の活性化に寄与する視点から地域における外国人雇用を評価し、同じ地域で日本人と外国人が共生し、その権利を尊重し、義務の遂行を促進するための制度的インフラ整備には緊急な必要性があることを指摘した。

研究分担者：

藤野敦子（京都産業大学経済学部准教授）

志甫 啓（関西学院大学国際学部准教授）

研究協力者：

長谷川理映（関西学院大学大学院経済学研究科）

篠宮かほり（関西学院大学経済学研究科）

A. 研究目的

本研究は、東アジアを中心とする経済統合と人口減少下における雇用戦略と社会保障政策の連携の方策及び将来における総合的な家族政策の可能性を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

本研究では、①関係するデータの収集及び入力・蓄積、②マクロ又はマイクロデータの解析、③政府統計の二次的利用を基礎とする推計フレームの開発、④研究者、政策担当者などのヒアリング調査、⑤日本や各国の法令及び政策動向の分析や、⑥日欧を中心として、国際比較のための調査を実施した。

初年度は、①先進諸国における人口・労働力人口推計の収集、人材不足領域の情報収集、労働力需給や社会保障関係データの把握、出生力に関する資料収集などを行った。また、②これら統計数値のデータベース化を進め、多変量解析を開始した。さらに、③日独仏など主要国の雇用・社会保障関係の法令改正の情報を収集し、行政実務に関する聴取調査を実施した。

第2年度は、初年度に開始した情報収集を継続しつつ、統計情報のデータベース化を進め、個票データも活用し、多変量解析を実施した。加えて、国勢調査などの二次的利用のための申請作業を進めた。また、欧州諸国の法令や行政実務に関して、日本との国際比較による分析をまとめた。

最終年度は、それまでに収集したデータ資料を活用して、各研究者が、それぞれに多変量解析を実施した。また国勢調査の委託集計を依頼し、その結果を基礎に、労働市場から人口動態への影響を計量的に明らかにする計量分析を実施した。

さらに、独仏など欧州諸国の雇用・社会保障関係の法令について、フォローアップ調査を実施した。若年人口減少に伴う労働需給ミスマッチに関し、新たな対策が進んでいる韓国についても資料収集と聴取りを実施した。

以上を踏まえて、各種の政策提言を議論し、報告書を取りまとめた。

（倫理面への配慮）

個票データについて、特定個人や企業などが集計結果から特定されないように配慮し、聴取調査の結果からも、同様の問題が出ないように調査結果を整理した。

C. 研究結果

1 経済統合及び人口減少が労働需給に与える影響に関する研究

世界経済危機の影響で欧米諸国の経済成長力が低下するなか、東アジアでは、中国を中心に急速な経済成長が続いている。

これに伴い、国内地域は、東アジアの工程間分業の再編と産業集積又は空洞化の影響を受け、地域雇用が大きく変動している。

同時に、国内地域は、若年層の人口減少及び人口流出又は流入動向に、大きな格差がみられる。これらの相乗効果で、国内労働市場の需給ミスマッチは、一層拡大する可能性がある。

そこで、国内諸地域の人口減少や非正規雇用増加、雇用対策の効果の影響を分析できる理論的枠組である「需給不均衡モデル」Layard and Nickel (1994)を拡張し多様化する需給ミスマッチを分析した。

初年度は、有効求人倍率や完全失業率など従来の指標で把握できない新たなタイプの需給ミスマッチ把握のため、無業率を推定し利用した。

この分析から得られたファインディングは以下の通りである。①産業集積が進み、賃金が上昇し人口流入のある地域で、失業率も無業率も低下した。しかし、②パート雇用の増加が1990年代は失業率を高め、今世紀になると無業率を高めた。③派遣・請負労働は今世紀になり、失業率を引き下げる効果を発揮した。④ハローワークの紹介率には、失業率と無業率の両方を引下げる効果が認められた。

同様の手法で、地域の労働需給ミスマッチに、ブラジル人雇用が与える効果を検証した結果、今世紀に入ってから、地域の失業率を低下させる効果について、統計的に有意な結果が得られた。同時並行で、産業集積効果に影響を与える諸要因の分析を行った結果、ブラジル人雇用の効果はプラスであった。

さらに、県内就職率を、新規高卒者全数を分母とする場合と、新規就高卒就職者を分母とする場合とに分け、地域の高卒労働市場の需給ミスマッチの決定について推定した。その結果、①大学進学率が高まる結果、かえって、高卒者の地域労働市場の需給ミスマッチを拡大させる、②所得が高い地域ほど進学率が高く、所得が低い地域ほど、就職を迫られる。③所得の低い県ほど、所得の高い県への就職意欲が高まり、その結果、県内の労働市場の需給ミスマッチは改善しないことが判った。なお、非正規雇用の拡大は、高卒就職希望者の労働需給ミスマッチを拡大する効果も統計的に有意であった。

以上から、地域労働市場の需給ミスマッチが、若年人口の減少や流出、地域の産業空洞化、それに雇用の非正規化、大学進学率上昇によって高まっており、それが、統計的にも有意であることが判明した。

第2年度は、①新たな需給ミスマッチの概念を導入し、これを測定する指標を取り入れて、多変量解析の手法で、その決定要因の分析を実施するのに加え、②直接投資、為替相場、国際貿易などの国際経済要因をモデルに組み込み、これが労働市場に与える影響の推計を進めた。

この分析から、①わが国の地域の産業集積では規模の利益又は集積の利益が働いており、高賃金で雇用が増えるという労働市場が機能している。同時に、②為替相場における円高傾向や、中国向けの対外直接投資などは、国内の産業立地と雇用にとってマイナスの影響を及ぼしかねない。③国内における柔軟な労働力の存在、特に、日系人労働者や技能実習生などのデータは、工程間分業の下における産業集積の形成に対し、プラスの効果を発揮する。また、国内の工業用地価格の低迷も、結果的には、製造業の国内回帰を促進するものとなる。

最終年度は、①需給ミスマッチの概念のうち失業率と無業率を併用し、これに影響する要因を特定するため、多変量解析の手法を用いて分析を実施したほか、②直接投資、為替相場、国際貿易などの国際経済要因をモデルに組み込み、産業集積と空洞化が、労働市場に与え得る影響を説明する経済モデルを組み立て、2008年9月の世界経済危機の前後のデータを分け、これらが労働市場に与える影響の推計を進めた。

この分析から、わが国の地域の産業集積では規模の利益又は集積の利益が働いている点は世界経済危機前後で変化はなかった。

ただし、①経済危機後、労働生産性上昇にかかわらず、事業所数は従業員ほど減少せず、各事業者の利益を圧縮している可能性が大きい、②為替相場では、経済危機後の円高傾向や中国向けの対外直接投資の増加が、国内の産業立地や雇用に強いマイナスの影響を及ぼしている、③経済危機後の対米を中心とする輸出減少は、雇用に強いマイナスの影響を及ぼしている、④日系ブラジル人など、国内における柔軟な労働力の存在は、産業集積にしてプラスの影響を及ぼし、技能実習生を大企業が直接受入れるケースが増加したことを反映し、技能実習生と日系ブラジル人の補完的關係が強まっている。

日本国内の産業立地では、労働コストを縮減する強い力が働いており、非正規雇用を増加させる強い誘因が存在している。同時に、同じ地域のサービス業の求人も、賃金が低下する傾向があり、これらの雇用・労働条件の低下は、地域労働市場における求人者と求職者のミスマッチを拡大させる強い要因になっているといえよう。

2 雇用の非正規化及び無業化が家族形成と出生率に与える影響に関する研究

ここでは、前出の1が人口変動が労働市場に与える影響をテーマにしたのに対し、労働市場から人口変動への影響を問題にした。

この両方向の作用を計量的に把握することが重要であり、人口動態と労働市場の相互作用を考慮した独自のフレームが必要になっている。

夫婦の出生力を決定する理論として、欧米でも日本でも、G. Beckerの「家計生産の理論」である。ここでは、結婚する前の夫と妻は、親から自立した単独の主体として想定されている。

同時に、日本の場合、親による自立支援なしに、若年層が親との同居状態を解消することができない場合が多く、その結果、新たな家族を築くことが困難になるとの仮説が重要性を増してきた。

このような考え方に立てば、若年層の労働市場における地位が、その家族形成に与える影響は、親との同居状態からの自立が可能かどうか依存することになる。

わが国では、子どもを同居させリスクから守るのも、子どもの自立を支援するのも、同じ親である。しかし、1990年代後半以降のデフレ経済の下で、就職は「氷河期」を迎え、正規雇用が非正規雇用置き換えられていった。こうして、親も子どもの自立を支援しきれず、子どもが大きくなっているのに、親子の同居を解消できない家族が増加している可能性がある。

こうして、「同居モデル」(Koltikoff and Morris 1990)などに依拠して、親との同居から、配偶者との同居にいかにして移行するかを理論的に究明するとともに、これを基礎に親との同居から、パートナーとの同居に移行する条件の整備に大きな関心を寄せてきた。

そこで、初年度には先進主要国における親との同居率の国際比較を行った。25～29歳層の家族との同居率(比較可能な1994年時点)は、日本は、男性55.4%、女性46.1%であったが、ドイツは男性が28.1%、女性12.7%、フランスは男性22.5%、女性10.3%、イギリス男性20.8%、女性10.8%と低く、南欧諸国では日本より高く、イタリアで男性66.0%、女性44.1%であった。推定したところ、日本とフランスの労働市場の地位別同居率は、学生の場合、日本が60.5%、フランスが59.9%とほぼ同率であるのに、就業中では日本が58.8%、フランスが26.9%、失業中では、日本が77.9%、フランスが47.1%であった。

これに加えて、子どもが結婚し親と同居しない確率(非同居率)の決定要因を就業構造基本統計を用い推計した。その結果、有配偶率はプラス、親に対する子の相対所得の非同居率もプラスで、いずれも統計的に有意であった。パートタイマー比率や非労働力率はマイナスで、統計的に有意であった。

第2年度には、日本とフランスで同内容で実施してきたアンケート調査の結果がまとまった。このデータに基づき日仏において、働き方が家族との同居や出生力など、家族形成に及ぼす影響を比較すると概ね以下ようになる。

若者の親との同居状況について、日本の場合、非正規男性に親同居率が高く、正規男性との間に有意な差が存在した。女性の場合、どの働き方であっても親同居率は6割を超えている。フランスの場合、性別や働き方の違いに有意な差が認められず、親同居率は2割以下であった。フランスでは、親同居の伝統は、日本ほど強くないが、近年、不安定雇用の増加とともに、親同居率は上昇傾向にあると思われる。

実際、フランスでは、正規雇用が特に保護されている状況でなく、非正規雇用に就くことが、雇用保護の点で極めて不利になるとは言えない。若年者は、家族政策として社会住居手当が充実しているため、働き方の違いが同居率の差には現れていない。

また、フランスで、①男女ともに正規カップル、②男性正規・女性非正規、③女性正規・男性非正規、④男性・女性非正規において理想の子ども数、予定子ども数ともに2を超えており、有意な差は見られなかった。

日本では、①男女ともに正規、②女性正規・男性非正規、③男性正規・女性非正規④男性正規・女性無業、⑤男女ともに非正規において、理想子ども数ほどのカップルも2を超えたが、①男女ともに正規では予定子ども数1.93人、③男性正規・女性非正規では予定子ども数1.98人、⑤男女ともに非正規では予定子ども数1.80人と、明らかに夫婦の働き方により、予定子ども数に有意な差が認められた。

今回調査の結果、日本では、働き方は大きく、家族形成に影響するが、フランスでは影響しないことが明確になった。

最終年度には、1)結婚している男女の出生力について、日仏比較調査の結果を分析することによって、夫及び妻の雇用が、正規雇用か、非正規雇用かによって、出生力に如何なる影響があるかを分析すると同時に、2)国勢調査の委託集計により、女性を含む世帯について、過去5年間において子どもを出生した世帯の比率をコーホート別に計算し、これが、①親との同居率、②女性の労働市場における地位(失業や無業も含む)、③婚姻率(これは内生変数と見做される)によって、どのように決定されたかを多変量解析し、労働市場の動向が、人口動態に及ぼす影響を、統計的に解明した。

男女カップルに関する日仏比較調査の分析から、日本では、①子どものいないカップルは、男性が非正規雇用でも女性が非正規雇用でも、出生意欲は平均より低いこと、②女性の学歴別に見た場合、女性が短大卒・契約社員又は短大卒・専業主婦の場合、出生意欲は平均より高いこと、③女性が大卒あるいは中卒で非正規雇用となっている場合、いずれも女性の出生意欲も平均より低いことが判った。

フランスでは、男女カップルにおいて、①男性が失業者の場合や有期限雇用の場合、当該カップルの出生意欲は、平均よりも高いこと、②女性がパートタイムの場合も、出生意欲は平均より高いことがわかった。ただし、日本と異なり、フランスでは、女性の学歴と雇用形態との組み合わせは、出産意欲に対し統計的に有意な影響を与えていない。

さらに、国勢調査の特別集計を基にして多変量解析を行い、同一コーホートにおける親同居率、労働力率及び婚姻率が、出生率に与える影響が統計的に有意であることを確認した。

3 経済危機下の日独仏における雇用政策と社会保障の連携と家族政策の可能性

この研究は、ドイツ及びフランスにおいて、失業給付の受給期間が切れたり、失業給付の受給権がない人たちへの対策を中心に調査し、政府、その出先機関及び自治体の取組みの実態を解明することを目的としていた。

初年度の調査では、ドイツ及びフランスにおいて、失業給付の受給期間が切れたり、受給権がない人たちへの対策を中心に、政府、その出先機関及び自治体の取組みを解明することにした。その際、行政実務上の様々な技法や工夫（ワンストップ化や行政間データ照合等）を把握し、日本のシステムが有する課題を明らかにするとともに、制度的インフラ構築へのヒントを得るよう努めた。

フランスでは、失業給付の受給期間を終了した者や、失業給付の受給権のない者は、条件を満たせば、自治体経由で統合連帯手当（RSA）を受給できる。その場合、雇用庁と自治体（県・デパルトマン）が連携して対処するため各地で契約を締結し、円滑かつ公正に、各種の支援を受けられるようにしている。RSAの受給の前提として、安定所で失業登録を行うことが条件となっており、雇用庁では職業カウンセラーと定期的で集中的な面接（月に最低1回、30分）を行う。

また、フランスでは、安定所と自治体が契約を締結し、必要な場合、雇用促進のための給付を支給し、自治体は、住宅、医療、法律、医療、心理カウンセリングなど、状況により、多角的な支援を行える体制にしている。これは、長期失業者が、所得保障を受けるだけでなく、個人の状況に合わせて労働市場に復帰できるようにする「活性化措置」（activation）の一つである。そこでは、職業訓練への参加は、重要な役割を果たすが、1年未満の職業訓練の効果は限られる。

行政組織の面で、フランスでは、2009年に旧職業紹介庁（ANPE・国営）と旧失業保険庁（UNEDIC/ASSEDIC、労使自治組織）が統合して、雇用庁（POLE EMPLOI・国営）が発足し、行政組織及び職員組織やデータシステムの統合作業が進行中である。安定所は、初回の来所者を除き全てが予約制で、1週間以内に、紹介官の面談を可能となるようにしている。安定所では、求職者に対し、自分の権利と同時に、その権利を行使するため、果たすべき義務を説明し、両者間で契約を締結してからサービスを行う。求職者に対する開庁時間は、基本的には午前中で、職業紹介官は全国に4万人以上確保され、午後には、求人者である企業との調整ないし企業訪問や、求人者の書類審査などに充てる。

高い若年失業率も、フランスにおいては、家族形成に悪い影響を及ぼしていない。最大の理由は、就労所得や失業給付ではなく、地域の家族金庫から最低家族給付が支給され、最低の生計を維持できることと、特に3子以上について給付が手厚いことが挙げられる。

これに対し、ドイツでは、いわゆる「第2次ハルツ改革」において、旧連邦雇用庁はエージェンシー化されて、連邦雇用機関となり、安定所は「雇用エージェンシー」となった。また「雇用エージェンシー」と自治体（コミューン・市町村）が協力し「ジョブ・センター」を運営できるようになった。

また、「第4次ハルツ改革」は、失業給付の期間が切れた失業者に対して従来支給していた失業扶助を改革し、給付水準を切り下げた「失業給付Ⅱ」（従来の失業給付は、「失業給付Ⅰ」）を設けた。「ジョブ・センター」は「失業給付Ⅱ」受給者に対し、職業紹介だけでなく、職業訓練、住宅、福祉、医療、法律などの多角的な支援を行い、労働市場への円滑な復帰を促すこととした。この改革の効果は、労働市場職業研究所がモニターしており、2009年時点では、長期失業者の職業復帰に効果があったとしつつ、「失業給付Ⅱ」の支出が抑制される効果までは発揮していない。

行政組織の面で、ドイツでは、旧連邦雇用庁は、労使自治組織でありながら、連邦政府の監督を受ける機関であって、その点は、現在の連邦雇用機関でも、基本的には変化がない。その職員数は、20年前の東西ドイツ統一の時に拡大し、現在8万人（紹介官は6万人程度）の大組織である。「雇用エージェンシー」の本所は主要都市にあり、中小自治体には出張所しかなかったが、現在は「ジョブ・センター」の導入で、ほとんどの自治体に職業紹介機能が埋め込まれた。

しかし、独仏とも、長期失業者や無業者、シングルマザー、高齢者、外国人などの社会的統合の課題は、狭義の雇用対策だけでは解決不可能との共通認識があり、地域における新たな共同作業を促進している。

第2年度の2010年12月において、日本では、「国の地方出先機関の地方移譲に関するアクション・プログラム」が閣議決定され、国の職業紹介機関（ハローワーク）については、自治体とハローワークの共同による地域での実験的な取組みの募集が行われ、市町村とハローワークの間の共同の取組が各地で試行されたので、その動向の把握に努めた。世界経済危機の後に、国の雇用行政と市町村行政の間でワン・ストップ・サービスを実施することが、新たな課題として浮かび上がっている。

最終年度には、日本と欧州のそれぞれで進展した改革についてのフォローアップを行った。特に①就労の可能な社会扶助（social assistance、日本の生活保護）受給者に、少しでも就労を義務づける場合、それが、どのような場所で就労実態はどうなっているのか、②就労可能な社会扶助受給者に対し、就労の義務付けで、無業者を就業状態に円滑に移行させ、社会扶助の財政支出が実際に軽減されるのかどうかを中心に、現地での聴取りと根拠となる現地資料の収集を行った。

その結果、独仏においては、①就労可能な社会扶助（日本の生活保護）受給者に、就労義務が課せられた場合、原則として、公共目的のサービス現場に就労していること、②これら現場には、伝統的にボランティアが就労している場合が多く、正規雇用者の賃金に対する悪影響は観察されていない、③就労可能な生活扶助の受給者の所得増加の効果を評価する面もあるが、むしろ、社会との接触を増やし、円滑な社会統合を促進する側面が強い。

また、④ドイツにおいても、フランスにおいても、就労可能な生活扶助受給者の就労は、生活扶助制度に関する給付の支出総額を減少させたという証拠は得られていなかった。

ただし、当該給付総額が、生活扶助受給者の社会的な孤立を減少させ、これらの人々を支援する人々のネットワークを機能させて、長期的な社会統合の効果を発揮する可能性はある。

さらに、日本と欧州では、行政機関や福祉施設などにおけるボランティアの普及にかなりの違いが見受けられる。就労可能な生活保護受給者が、当該機関や施設で就労することに伴い、これらの業務における低賃金依存が高まるような効果を生むことのないように制度的にも措置する必要がある。なお、フランスでもドイツでも、兵役が順次廃止になり、過去において、良心的兵役拒否者が、こうした公共施設での就労の一部を担っていたことを想起することも重要である。

なお、わが国においても、厚生労働省が「福祉から就労へ」を掲げて、実施してきた対策では、生活保護需給者の就労所得増加による就労インセンティブの導入は行われていない。その意味で、自治体とハローワークとの本格的な協働を実現するのは、生活保護制度の改革を行う必要がある、現行制度のままでは効果に限界があることを再認識した。

4 経済危機下の地域雇用の動向及び社会統合政策の改革

本研究では、日欧のいずれにおいても若年層を中心として人口減少が顕著な地方都市を中心に、外国人労働者とその家族が多数居住する地域がある点に重大な関心を払ってきた。

そして、労働市場分析の成果として、ブラジル日系人など、移動の自由な外国人労働者や、技能実習生など、移動の自由がなく、3年間のローテーションで母国に再び帰国する労働者では、その経済効果が異なることを明らかにした。

同時に、こうした労働力が、地域の労働市場における需給ミスマッチを緩和する効果を果たし、地域の産業集積の形成にプラスの効果を発揮しているとも実証研究の結果として主張した。

外国人や家族が集住する都市においては、外国人の権利の尊重と義務の履行を実現して「多文化共生」を実現するための制度的インフラを整備する動きがある。

初年度には、外国人雇用の地域分布を「ローケーション選択の理論」に基づき、経済的及び非経済的要因の両面から解析し、特定の地域に外国人が雇用される要因を分析した。特に、労働移動の自由がある日系人労働者は、製造業の雇用が多く賃金が高い地域や、外国人が家族を含め居住しやすい地域に集中する日系人など、移動の自由な外国人労働者は地域の産業集積を促進し、地域労働市場における需給ミスマッチを緩和する効果があった。同時に、外国人雇用が増加した重要な背景が、地域労働市場の需給ミスマッチであるとすれば、今後の東アジアの経済統合や国内の人口動態を背景とする地域労働市場の需給ミスマッチの拡大は、長期的な外国人雇用の増加をもたらす可能性がある。

第二年度には、外国人政策の改革の全体を振り返り、その改革がどこまで進んだかを検討し直した。この間の改革のポイントは、①外国人登録制度を改革し、外国人の権利・義務関係を確保できるシステムを構築する、②外国人の子どもたちに就学の機会を提供するとともに就学に必要な日本語を学ぶ機会整備し、外国人の二世代の経済的・社会的地位を向上を図る、③外国人労働者が多く就労する有期雇用を中心に雇用・労働条件を確保し、健康リスクへの対応から社会保険制度の改革と加入の円滑化を進める、④わが国に滞在する外国人に日本語を学習する機会を保障するための制度的インフラを早急に整備するとの4点にまとめられる。

残念ながら、現状の外国人政策の改革の進行は、改革の課題の30%にも満たない。また緊急経済対策の一環として予算措置で導入された措置が多く、制度の恒久化を進めることも、緊急の課題となっている。これらの論議は、法曹関係者や議会関係者を中心に、一般国民の認識を得られるように、各種の雑誌に掲載した。

最終年度においては、こうした制度的インフラの整備を進める上で必要な政府組織とその権限、国と自治体との関係を国際比較の視点も含めて考察し提案を行った。

それは、現在の法務省の出入国管理政策を第一の柱とし、地域における外国人への日本語講習を中核とし、雇用・社会保障、教育をはじめとする関係省庁の施策の推進を強力に誘導する機能をもった社会統合政策（わが国では、これまで多文化共生政策と呼ばれる）を第二の柱とする包括的移民・外国人政策の実施機関である。これを基礎に、広く政策論議がおこることを期待する。

5 アジアにおける人の移動と国内労働市場の関係に関する研究

若年人口の大幅な減少を、高齢者や女性の積極的な活用のみで克服することは、企業の活力維持という観点からも容易ではなく、さらに、若い女性の労働力率を急激に引き上げると、短期的には出生率低下という反作用を引き起こしかねない。そうしたショックを緩和するのに、特に若い外国人の秩序ある活用は重要な役割を果たす可能性がある。

これを、企業の雇用戦略としてのみ捉えるのではなく、多様な課題を抱える各地域が、それぞれの事情に適した産業・雇用・外国人政策へと結び付けていく必要がある。

そこで、経済・労働・人口などの都道府県レベルのデータを用いた分析、個票データを用いた分析、そして実地調査を行い、地域レベルでの日本人及び外国人に関する雇用動向と人口動態の相互関係を解明することを試みた。

初年度には、外国人留学生の居住地と就職地の間の順位相関を計測し、受入地域の課題を検討した。最近では、居住の比率以上に就職先としての比率が高いのは、東京都と愛知県であるが、人材養成した後、他地域への流出が問題になっているのは、福岡県と大分県である。

日本人学生の地元志向が強くなると、留学生の就職では県外流出が目立つようになる。また、大企業による留学生採用が増加した結果、留学生の就職が大企業中心になり、需給ミスマッチが拡大した面もある。

兵庫県での調査でも、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対する求人そのものが少ないこと、留学生に就職に関する十分な情報が提供されていないこと、外国人留学生が就職した場合も、その後のキャリア形成に関する問題や定着が悪いといった問題が指摘されている。

第二年度には、外国人研修生・技能実習生と若年者の人口変動との関係を分析した。

1990年代後半の景気低迷期には高校新卒就職者の不足が地域レベルの研修生・実習生受入れにつながった。1997年から2001年のデータでは、研修生・実習生の受入れと地域の高校新卒就職者数との間に負の相関があった。

ところが、2002年から2007年のデータでは正に相関するようになった。即ち、景気回復の局面で、高校新卒者の地域労働市場への流入が相対的に大きい地域でも、あたかも、若年労働需要に牽引されるかのように大企業を中心に研修生・実習生の活用が進んだ。このことはフィールドワークからも、確認できる。

外国人研修・技能実習生受入れが景気に対する感応性を有することになったため、経済危機の発生に伴い、今度は逆に、急速に抑制される背景の一つとなったと考えられる。

なお、2010年の兵庫県の企業の個票データを用い、学卒採用の規定要因を、ロジスティック回帰分析により検討した結果、中高年比率が高い企業では、学卒採用に消極的になる関係のほか、外国人専門職を雇用する企業では、外国人専門職を雇用しない企業よりも、学卒を採用する確率が3倍に達することが明らかになった。

最終年度においては、まず、人口構成の変化の都道府県ごとの差に関心を払い、人口動態に関する2変数間の相関分析から、以下のような結果が得られた。①国勢調査の分析から、2000年時点と同様に2005年時点でも、若年人口比率の高い地域で中高年層の活用率が高く、若年比率の低い地域で女性の労働力率が高いが、2005年時点の相関係数は、2000年時点より低下した、②若年人口比率の低い地域では、地域の雇用者数に占める技能実習生の割合が有意に高くなる傾向が認められ、これは他の種類の外国人では観察されない重要な特徴となっている、③中高年層や女性の労働力率・活用率が高い地域では、ブラジル人に代表される外国人の比率も高まる傾向にある。

次いで、都道府県データを用い、地域の人口動態、経済・雇用情勢や産業構造などの要因を考慮しつつ、外国人研修生・技能実習生の活用状況の決定要因に関する多変量解析を実施した。

その結果、景気低迷期には、高校新卒就職者の少ない地域で研修生・実習生受入れが多くなる傾向が示唆されたのに対し、景気回復の局面では、高校新卒者の地域労働市場への流入が相対的に大きい地域で、あたかも若年労働供給に牽引されるように技能実習生の活用も進んだことがわかる。

韓国では、日本より高齢化の速度が遅いとみられているが、少子化と高学歴化の動きは、むしろ日本以上に顕著であり、地域からの人口流出も急速であった。韓国政府は、2012年度から高卒者の技能訓練に本格的に取り組むため、各地に国立のマイスター学院を設置して資格取得者の就職を保障することにした。労働市場の需給ミスマッチを緩和すると考えられてきた高学歴化と大都市への移動は、地域経済を支える人材の流出を促進し、地域の将来を危ういものとしている。

日本でも、少子化や人口減少は、高齢者や女性の労働力の活用で克服できるという見方は地域の人口減少と人口流出の現実のなかで、根拠を失いつつある。

アジアを中心として、多くの若者が留学や技能実習の形で来日している。制度の枠組みは東アジアの経済統合を念頭に置き、国レベルで構築されるものであるが、同時に地域・自治体が地域ごとに異なる諸問題を踏まえた独自の産業・雇用・外国人政策を戦略的に練り上げていく必要がある。

特に、人口流出や少子高齢化が著しい地域が、地域の経済を維持し、困難を乗り越えるため、若い外国人の秩序ある活用を送出国の利益や移動者本人のキャリア形成を考慮しつつ進めることは有効な選択肢と考える。

また、技能実習生の受け入れについては、団体監理型の受入れについて不正行為や、技能実習生の権利侵害などによる係争も後を絶たないために、制度そのものを廃止すべきという意見すらある。

しかし、研修生と技能実習生の合計が集中する地域では、地域に居住する外国人の半数以上を占める場合もある。制度の改革や権利救済を進めることは必要だが、若年層の減少する地域経済にとって、研修生や技能実習生が、重要な人材であることも否定することはできない。

D. 考察

東アジアの経済統合など国際経済的な変動や、国内における若年層を中心とする人口減少が大きな背景となり、雇用の非正規化と安定化が進行し、地域労働市場における需給ミスマッチの多様化と複雑化が進んでいる実態が、ますます明らかになった。

わが国の場合、経済や労働市場の変動が、若年層の家族形成に与える影響を緩和するための雇用・社会保障面の仕組が欠けており、労働市場の変化が人口動態に反映しやすくなっていると考えられる。

そこでは、親との同居など家族構造が、媒介になっており、若年層の家族形成を困難にしていることは間違いない。

特に、人口流出や少子高齢化が著しい地域が、地域の経済を維持し、困難を乗り越えるため、若い外国人の秩序ある活用を送出国の利益や移動者本人のキャリア形成を考慮しつつ進めることは効な選択肢と考える。

E 結論

わが国における少子化と人口減少の問題が深刻なのは、グローバル又は東アジアの経済統合などの環境の下で、国際経済的な変動のリスクが高まり、労働市場における非正規雇用化や需給ミスマッチ拡大を媒介に、家族構造、そして人口動態にまで、経済変動の影響が大きくなってしまふ点にある。

要するに、経済変動が、労働市場を媒介に人口動態に大きな影響を与える構造を阻止するという明確な目標を持たなければ、わが国の少子化・人口減少への効果的な対策はあり得ない。

実際には、少子化対策は、保育サービスの充実に主眼がおかれ、加えて、育児休業の改善などを通じ、雇用の場における一人ひとりの働き方の是正を取り込む内容に少しずつ発展してきた。

しかし、わが国の少子化対策は、経済変動が労働市場を媒介に、人口動態に及ぼす影響を遮断する効果を持たない。

少子化・人口減少の影響が、地方の自治体に及ぼしている影響は、東京など大都市では計り知れないほど大きい。高齢者や女性の活用で、問題が乗り越えられるといった単純な考え方は、今世紀になって、地域の人口減少や流出が、一層加速していることを理解していないだけである。

これらの考察を踏まえれば、3年間にわたる本研究の結論は、以下のようにまとめることができよう。

第1に、本研究の実証データから明らかなのは、労働市場における非正規化や労働需給ミスマッチが、わが国で、経済変動を少子化に媒介しているということである。

この媒介項を遮断するには、様々な意味で正規雇用と非正規雇用の間の格差をなくしていかねばならない。そのためには、基本的に、正規雇用と非正規雇用と、労働及び社会保障法令上、共通のルールを適用することが必要である。

第2に、雇用の非正規化と労働市場の需給ミスマッチ拡大は、相互に関連しているばかりでなく、若年層の家族形成に重大な負の影響を及ぼす。

そこで、正規雇用と非正規雇用への共通ルール適用と並んで、雇用形態が、家族形成に悪い影響を生じさせない新たな家族政策を具体化する必要がある。

そのような家族政策において、膨大な現金給付を制度化することは必要でない。子どもが多く、一人当たり可処分所得の低い家族に対する多様な現物給付を創設することが基本である。

それは、財政の膨張や、権利の濫用を防ぐだけでなく、構成員の多い家族に配慮する価格体系を、わが国の経済システムのなかに組み込むことを意味している。

第3に、日欧の労働市場を調査した結果から、労働市場における需給ミスマッチの拡大に対し、ハローワークと自治体が協力し、雇用、所得保障、住宅、福祉などの行政施策を戦略的に組み合わせて実施する行政組織を法令により制定し、必要な人材や予算を確保するべきである。

第4に、欧州の経験から、ハローワークと自治体の協働は、生活保護制度の改革なしにはあり得ない。就労能力のある者に生活保護は適用せず、生活保護制度から、失業給付が切れた者に対する給付を完全に分離する。これと、自治体レベルの支援システムを噛み合わせる必要がある。

第5に、各地自治体を調査した結果から、地域の少子化・人口減少が進んだ現在、地域経済の再生には、外国人の住民を社会に統合するための制度的インフラの構築が不可欠である。外国人人口の少ない地域においても、障害者、シングルマザー、若年者などと並んで、外国人の権利・義務関係を確保し、機会の平等や参加を促す施策が不可欠である。

外国人政策は、東アジア地域全体で、人材開発を促進し、労働需給ミスマッチを緩和し、経済統合を促進し、日本経済を活性化するという大きな使命も担っている。

その意味で、国レベルで、出入国管理政策と社会統合政策（日本では、多文化共生政策と呼ばれてきた）を二本柱とする包括的な外国人政策の確立し、地域・自治体レベルで、日本語学習機会の保障など制度的なインフラ整備を急ぐ必要がある。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
井口 泰	1 「拡大する需給ミスマッチと労働市場政策の役割」 4 「少子化のメカニズムと家族政策の可能性」 6 「正規・非正規雇用の格差と差別禁止政策」 7 「人口減少下の社会統合と外国人政策」	井口 泰	『世代間利害の経済学』	八千代出版	東京都	2011	1-276 (第1章19-48、 第4章97-130、 第6章159-178、 第7章179-200)
藤野敦子	1 「フランスにおける近年の雇用形態の特徴」 5 「フランスにおけるカップル・子ども・家族」	兵庫勤労福祉センター	『フランスにおける仕事と家庭生活に関する調査報告書』	兵庫勤労福祉センター	神戸市	2011	1-138 (第1章7-20、 第5章67-92)

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Yasushi Iguchi	“What Role Do Low-Skilled Migrants Play in the Japanese Labor Markets?”	<i>American Behavioral Scientist</i> (Sage)	0002764212441785, April, 2012 (On-line Journal)	1-24	2012
井口 泰	「技能実習生への依存を高める地域経済-背景に労働需給ミスマッチ」	『週刊エコノミスト』	2011年8月9日号	92-94	2011
井口 泰	「EPAを問い直す:外国人労働政策の視点から」	『イミгранツ』	Vol.4 (2011年8月)	22-23	2011
井口 泰	「移住をめぐる政策調整の現状と包括的移住政策機関設立の可能性」	『国際移住者デー記念シンポジウム2011 包括的移民政策の構築に向けたロードマップ報告原稿集』	2011年12月刊	31-35	2011
井口 泰	外国人政策の改革-労働・社会保障から日本語学習まで-	『ジュリスト』 有斐閣編集	No. 1414	204-209	2011
井口 泰	EU諸国の外国人政策の動向と主要都市の対応	『地方議会人』 中央文化社編集	2010年12月号	21-25	2010
井口 泰	「欧州における域外外国人に対する統合政策の転換とわが国の言語政策の課題」	『自治体国際化フォーラム』自治体国際化協会	2010年9月号、7-10ページ	7-10	2010

井口 泰	東アジア統合下の産業活性化に向けた新たなイニシアチブ-製造業の「国内回帰」の決定要因に関する分析から-	関西学院大学経済学部研究会『経済学論究』	第 63 巻第 3 号	457~472	2009
井口 泰	日本における労働市場・労働力移動	日本学術会議『学術の動向』	第 14 巻第 12 号	31~41	2009
井口 泰	改正入管法・住基法と外国人政策の展望	『ジュリスト』	No. 1386	79-84	2009
井口 泰	開かれた日本への制度設計-東アジア経済統合と循環移民構想-	『外交フォーラム』	No. 250	52-57	2009
井口 泰・長谷川理映	「世界経済危機下における労働市場政策の新たな展開」	『経済学論究』 関西学院大学 経済学部研究会	No. 2, vol. 64, 2010	39-70	2010
藤野敦子	「フランスの非正規雇用の実態と就労意識-日本との比較の観点から」	『京都産業大学論集 社会科学系列』	No. 29	39-68	2012
藤野敦子・川田菜穂子	「労働者の生活時間配分データを用いた男性の家事、育児時間の規定要因」	『季刊家計経済研究』	No. 84	80-89	2009
藤野敦子	「我々は多様な働き方を享受しているのか?-アンケート・インタビュー調査からみた非正規従業員の実像」	『京都産業大学論集 社会科学系列』	No. 27	145-182	2009
志甫 啓	「在留外国人の増加と日本人労働力の活用状況に関する考察-都道府県データからみた若年層・中高年層・女性の活用と在留外国人の関係-」	『国際学研究』	第1号	65-78	2012
志甫 啓	「外国人研修生・技能実習生の受入れが有する若年人口補充の役割及び景気感応性」	『移民政策研究』	第5号	41-60	2012
志甫 啓	福岡県及び九州地域における外国人研修生・技能実習生の受入れ-新たな制度の下での福岡県外国人研修生受入組合連絡協議会の存在意義-	「『NEWS ふくおか』」(福岡県中小企業団体中央会)	2010年2月号	6-13.	2010
志甫 啓	「外国人留学生の日本における就職は促進できるのか-現状の課題とミスマッチの解消に向けた提言」	『ワークスレビュー』(リクルー-トワークス研究所)	第 4 号、平成 22 年 6 月	208-221	2010
長谷川理映	「経済危機前後の産業立地の決定要因の変動と非正規労働者の役割」 2011年6月	『経済学論究』	第65巻第1号	65-94	2011
長谷川理映	地域の労働市場における需給ミスマッチの規定要因	『産研論集』 関西学院大学産業研究所編	第 38 号	69-80	2011
長谷川理映	企業の積極的海外展開に向けた雇用戦略-外国人留学生雇用の視点から-	『関西学院経済学研究』	No. 41	149-179	2010,
篠宮かほり	不況下における企業の採用活動についての一考察-	『関西学院経済学研究』	No. 41	pp181-195	2010

篠宮かほり	「転職市場の経済学的研究—企業の祭用における新卒者と転職者の選択決定要因に関する考察」	『関西学院経済学研究』	No. 40	pp 149-162	2009
-------	---	-------------	--------	------------	------



9784842915562



1923033022001

ISBN978-4-8429-1556-2
C3033 ¥2200E

定価[本体2,200円+税]
八千代出版

世代間利害の経済学

<p>世代間利害の 経済学</p>
<p>井口 泰</p>
<p>八千代出版</p>

八千代出版

世代間利害の経済学

*

井口 泰

八千代出版

本書は、世代間の利害調整を現代社会の最重要課題の一つとして掲げ、雇用・労働市場の変化、社会保障の危機、少子化のメカニズムなどを通じ、世代間利害調整の困難な課題を論じたものである。そして、世代間の利害調整を進めつつ、いかなる人も社会の底辺に滞留せず、一人ひとりが社会に対し貢献し、同時に、積極的に義務を負って生きられる社会を実現するための政策のあり方を議論するものである。

もともと、本書は、現代経済学を基礎とした新たな社会政策のための中級の教科書を想定し、基本的な問題を議論することを目的としていた。ところが、現代の論争的なテーマについて、様々な研究成果と政策論議を盛り込んだ結果、次第に国際経済的な視点を踏まえた労働経済学の専門書としての特徴を持ち合わせるものとなった。したがって、世代間の利害調整に問題関心を持ち、この問題に現代経済学を活用することに興味を持つ方々であれば、学生であるか社会人であるかを問わず、広範な人々に活用していただけたらと考えている。

日本では、過去20年間に、世代間利害対立を反映する様々な問題が深刻となった。それは、雇用や社会保障だけでなく、家族の絆や地域コミュニティの崩壊にも影響を及ぼしている。世代間利害の対立が、根底において日本社会から連帯の精神と自信とを失わせ、経済のみならず、社会全体の活力をそいでいる可能性があると考えている。

したがって、世代間利害調整を研究することは、世代間の連帯の

精神と社会全体の活力を回復する方策を究明することにもつながるはずである。

振り返ってみれば、日本は、1985年のプラザ合意後の円高と、1980年代の経済バブルと1990年のバブル崩壊によって、その後、「失われた20年間」を経験することになった。これは、世界経済における日本の地位の低下を招いただけではなかった。その結果、特に、この時期に生まれて育った若年層の意欲をそぎ、夢を奪い、その能力を伸ばす機会をも得られなくしてしまった可能性がある。

そこで、私たちは、世代間利害が対立するメカニズムを究明することを土台として、次の世代に希望のある日本を託すための戦略を考えねばならない。このように、世代間利害調整の問題は、国内問題としての年金や社会保障の問題を超え、国際社会における日本の将来にもかかわる大きな広がりを持った問題になるはずである。

近年、世代間利害対立が表面化した最大の理由の一つは、学卒の雇用機会が狭められ、非正規雇用の拡大によって、半数近い若年者が自分の成長できる職場で働く機会を得られなくなったことにある。そして、それが少子化を加速させる危険をはらんでいる。

加えて、世代間利害対立が日常的な問題になったもう一つの理由は、年金の給付と負担の関係のみで、老後世代が過去に支払わず受け取ることができる給付の額、つまり「過去債務」が膨大な額に達し、これが、様々な世代会計の計算手法によって明らかになってきたからである。

そもそも、日本経済は、21世紀の成長センターである東アジアという絶好の位置にありながら、中国と伍し、東アジアの有力な経済大国として発展のイニシアチブをとり続けようとする勇気と意欲を失いつつあるのではないか。実際、個々のサラリーマンのレベル

では、仕事に疲れ、自分を取り返す余裕も失い、競争が大きなストレスになっている。こうした中高年世代の姿をみて、若年世代は、人生の幸せや意義を感じることができなくなってしまう。こうして、自分だけの安定や、自分だけの安心を求め、冒険をしない若者が増加するのである。

こうしたことから、本書は、雇用問題から説き起こすことにした。特に、労働市場における労働需給ミスマッチが複雑化し、深刻化しているという点を強調したい。それは、従来の労働市場の仕組みだけでは対処できなくなっている。

したがって、労働需給ミスマッチの中味を深く問い直すことが、雇用や所得保障だけでなく、住宅や福祉を含む複合的な地域行政の仕組みを設計するための基礎的な作業になるだろう。

奇しくも、2010年のノーベル経済学賞を受賞したMITのピーター・ダイヤモンド教授と2名の学者は、労働市場に需要と供給がありながら需給ミスマッチが存在することおよびサーチ行動を説明する研究が受賞の理由であった。

グローバル経済化の急速な進展は、労働需給の構造を急激に変化させている。これに対し、家庭内の分業、教育訓練システムや個人の価値観などは、迅速には変化できない。その結果、労働需給ミスマッチは、これまで想像できなかったほどに、多様化し拡大する。

この労働需給ミスマッチは、異なる世代に対して、異なる影響を与える。こうして、雇用面でも、社会保障面でも、世代間に多くの格差や利害対立を生じさせる。また、若年者の経済力低下を背景とする超少子化は、世代間利害の調整をますます困難にする。

最近では、多くの経済学者が超少子化を抑制することに対し悲観的な見解を持っている。しかし、超少子化の抑制を語らずに、世代

間利害の調整を語ることは不可能である。このため、手遅れになる前に、総合的な家族政策を構想しなければならない。

世代間利害の調整が少しずつしか進展しないなかで、若年層、シングルマザー、外国人、障害者など、日々、社会の底辺に落ちそうになる人々の権利を守り、自ら義務が遂行できるように支援する施策が必要である。それが社会統合政策である。このために、国と自治体やNPOなどが協力し、市町村レベルで、就業、住宅、医療・介護、福祉などが協働する新たな仕組みを作り出す必要がある。これと同時に、長年、正規・非正規雇用の格差拡大を許容し、間接差別を規制してこなかった労働法令に、方向転換をもたらす必要がある。

市町村レベルの社会統合のための施策は、すでにわが国の地域経済を支える存在となっている外国人労働者とその家族に対する先駆的な取組みのなかで、その重要性が明らかになってきた。こうした施策は、制度的インフラへの投資と呼ぶべきものであり、これを安易に放棄したり削減したりすると、将来時点でもっと大きな社会的コストが発生する。そのことについて国民の理解を得なければならない。

国内の地域で社会統合政策を進める前提となるのは、東アジアにおける工程間分業の一部を成し、グローバル経済化の影響を受けやすくなっている地方経済を今後とも持続的に発展させ、雇用を創出・維持することである。こうした条件のもとで国内の地域で社会統合政策を具体化し、時間をかけても世代間利害調整を進めることが可能になる。したがって、日本一国を超えて、東アジアにおける経済統合の形成に積極的にかかわり、その社会的側面を重視する政策を展開する必要がある。そのことを、本書は最終的に読者に訴えている。

るのである。

本書執筆の最大のきっかけになったのは、1999年から2004年まで、一橋大学経済研究所が実施した「特定領域」研究の「世代間利害調整に関する研究」であって、筆者は幸いなことに、関西学院大学のチームの研究分担者として参加を許された。その後も、日本学術振興会の科研費による「経済統合、少子化及び外国人労働が世代間利害に及ぼす影響と対策に関する研究」(2005-2008年度)および厚生労働省の科研費による「経済統合及び人口減少下における雇用戦略と社会保障の連携及び家族政策の可能性に関する国際比較研究」(2009-2011年度)を実施し、それら成果の一部をもとに、本書を構想したのである。

したがって、ここでは一橋大学経済研究所の高山憲之先生に、改めて厚く感謝の気持ちを伝えたい。また、共同して研究し、あるいは研究を側面から支援してくれた関西学院大学少子経済研究センターの藤野敦子さん(京都産業大学准教授)、西村智さん(関西学院大学准教授)、志甫啓君(関西学院大学准教授)、長谷川理映さん(関西学院大学大学院)には、この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

これに加え、学校教育の現状、子どもたちの直面する困難、若い人たちの就職や家族形成の問題に関し、筆者の妻・恵と3人の子どものおかげで視野を広めることができた。これが、本書の執筆を支える大きな力となったことを心から感謝している。

本書の完成が間近になった2011年3月11日に、東日本大震災が発生し、東日本の広範な地域が、巨大地震と津波により被災し、2万5000人以上の人命が失われた。それに加え、福島第1原子力発電所の原子炉が制御困難に陥り、東日本を中心に、広範な放射能汚染の危機に直面している。

幸い、多くの人々は冷静に行動しており、全国の地域・自治体から、被災した地域への連帯の輪が広がっている。わが国が、この未曾有の危機を克服し、世代間の連帯ある社会として復興するために、本書が少しでも役立つように願っている。

2011年4月

筆者しるす

目次

はしがき i

序章 グローバル経済化のリスクと世代間利害 1

1 問題の所在 1

2 経済統合の進展と東アジア 8

3 先進諸国における雇用危機の広がり 10

第I部 世代間利害調整の諸課題

1章 拡大する需給ミスマッチと労働市場政策の役割 19

1 複雑化する労働需給ミスマッチ 19

2 ミスマッチ失業の拡大 19

3 「サーチ市場」としての労働市場 22

4 多様な需給ミスマッチの可能性 23

5 高卒者の進学率上昇および職種別ミスマッチ 26

6 大卒以上の専門職市場の需給ミスマッチ 28

7 労働需給ミスマッチの長期的動向 30

8 労働市場の不均衡モデル 31

9 労働市場改革の理念 33

10 雇用戦略の策定・実施プロセス 40

11 労働市場政策の効果：実証分析 42

12 問題解決の方向性 48

2章 雇用をめぐる世代間利害調整 49

1 若年層だけが雇用不安の被害者か 49

2 「内部労働市場」としての労働市場 50

3 若年者雇用対中高年齢者雇用：ミクロ的視点 56

4 若年者雇用対中高年齢者雇用：マクロ的視点 60

5 世代間利害を反映した「フリーター」概念 62

6 中高年齢層の危機 66

7 問題解決の方向性 70

3章 社会保障をめぐる世代間利害調整 73

1 「過去債務」をいかに負担するか 73

2 公的年金に関する不安と世代間利害 76

3 過去債務の処理をめぐる世代間利害：年金競争 78

4 年金の「賦課方式」対「積立方式」をめぐる経済学的論争と帰結 80

5 世代間利害調整への経済理論的接近 82

6 公的年金の「スウェーデン方式」の登場 85

7 民主党の年金改革 87

8 医療サービスと福祉サービス 89

9 医療保険の改革と介護保険の分離 91

10 問題解決の方向性 93

4章 少子化のメカニズムと家族政策の可能性 97

1 「超」少子化は克服できるか 97

2 先進国の「超少子化」の動向 98

3 「人口減少経済」論の誤解 104

4 少子化のメカニズムに関する社会学・経済学的仮説 106

5 先進諸国の「家計就業モデル」と少子化対策の特徴・評価 115

6 総合的家族政策の構想 122

第II部 格差の拡大と社会統合

5章 人口減少下の経済格差と非正規雇用 131

1 日米で異なる経済格差の要因 131

2 経済格差拡大の実態：国際比較 134

3 最低所得保障と「貧困の罠」：理論的検討 139

4 長期失業問題に対する日独仏の対応：実地調査に基づく検討 148

5 問題解決の方向性 155

6章 正規・非正規雇用の格差と差別禁止政策 159

1 正規・非正規雇用の格差はなぜ放置されたのか 159

2 正規・非正規雇用の間の賃金・労働条件格差 160

3 正規・非正規雇用の選択に関する経済モデル 164

4 正規・非正規雇用の間の共通ルールの可能性 166

5 正規・非正規雇用格差の是正と差別禁止法制 171

6 欧米の雇用差別禁止法令 173

7 雇用差別に関する経済学的説明と政策的含意 174

8 差別禁止政策の可能性 176

9 問題解決の方向性 177

7章 人口減少下の社会統合と外国人政策 179

1 地域・自治体から始まった外国人政策の改革 179

2 世界経済危機の影響 180

3 日本人雇用と外国人雇用の関係 184

4 外国人政策の改革：多文化共生の制度的インフラの構築 189

5 わが国外国人受入れシステムの基本的欠陥 191

6 外国人政策改革の長期展望 195

7 外国人政策の改革の方向性 197

8章 人口減少下の産業再生と地域雇用 201

1 東アジア経済統合と国内の産業集積の関係 201

2 21世紀初頭における製造業「国内回帰」の実態 204

3 工程間分業および産業の国内回帰の理論的考察 211

4 製造業の「国内回帰」に関する計量分析 214

5 地域産業と地域雇用の活性化に向けて 217

第III部 東アジア経済統合とその社会的側面

9章 東アジア経済統合と労働市場の展望 223

1 東アジアの労働供給の長期的変化 223

2 東アジアの人口学的配当と人口転換 224

3 東アジアの労働市場の発展：労働市場の転換点 226

4 東アジアの国際移動の活発化 229

5 先進国型の労働供給の理論と将来推計の課題：日本 229

6 東アジアの移動ビジョン 237

10章 東アジア経済統合の社会的側面の強化に向けて 241

1 東アジアの経済統合の現状 241

2 経済法および経済理論上の経済統合 243

3 先進国の福祉国家の類型と東アジア 246

4 東アジア経済統合の社会的側面強化の必要性 249

5 世代間利害調整と社会統合を基盤とする社会政策 252

主要参考文献 261

索引 271

序章

グローバル経済化のリスクと世代間利害

1 問題の所在

科学技術が進歩し、様々な疾病が克服され、世界大戦は60年以上勃発していないにもかかわらず、現代人は、実に様々なリスクにさらされている。最近では、人間の安全保障という用語も使用され、安全保障も伝統的な概念をはるかに超え、新たなリスクに注意しなければ生き抜くことが困難な時代である。

そこで、本書においては、グローバル経済化や人口減少などマクロ的な要因のみならず、疾病、災害、加齢、失業、教育、住宅の喪失、家族形成の失敗など多様なリスクから個人・家族を守る政策体系を「社会政策」と呼ぶ。この定義は、伝統的な「社会政策」の定義とは大きく異なる。それは、本書の学問的な基礎が、現代経済学とその実証研究にあり、併せて、現代社会学の豊かな研究成果の一部を取り込もうとしたためである。

したがって、本書の目的は、わが国における世代間の様々な経済的利害を可能な限り調整しつつ、少数者が社会の縁辺に脱落するのを防ぐため、地域・自治体、国それに広域東アジアを含めたビジョンを展開し、新たなリスクに対応する社会政策の方向を見出すことにある。

ここで利用する世代間利害調整の概念について簡潔に表現するな

1 章

拡大する需給ミスマッチと 労働市場政策の役割

1 複雑化する労働需給ミスマッチ

労働市場における需給ミスマッチは、現在においては、非常に複雑なものになっている。また、労働市場には、公的職業紹介機関（日本では、「ハローワーク」と呼ばれる）が存在し、これが需給ミスマッチの改善に、どこまで機能しているのかが問われてきた。実際、長期失業者の場合、雇用機会がないだけでなく、住宅や健康や多重債務などに問題を抱え、ハローワークと自治体やNPOが協力して対処しなければ、再就職を果たすことが困難な場合が少なくない。

本章では、ミスマッチ失業の概念を拡張し、様々な需給ミスマッチを、高卒や大卒労働市場との関係で考察する。世界経済危機の影響で、学卒市場は冷え込んでいても、高校や大学を卒業後、養成機関を経由してしか供給されない技能職や専門職の市場では、需給ミスマッチが拡大している。

その上で、労働市場政策の改革の考え方について検討する。最後に、公共職業紹介機関が、失業率を低下させるためにどの程度効果を発揮しているかを多変量解析によって検証してみたい。

2 ミスマッチ失業の拡大

欧州の労働市場では、1970年代から、景気後退のたびに失業率

水準が高まり、景気が回復しても失業率は前の水準にまで低下しないという現象が繰り返されてきた。

一般的に、失業の概念は、①需要不足による失業（景気循環的失業）と、②摩擦的・構造的失業（ミスマッチ失業）に分けられる。需要不足による失業は、景気循環に伴って、企業経営が悪化し、雇用調整が行われて、解雇者や希望退職、有期雇用契約の更新の停止（いわゆる雇止め）などによって発生する。

しかし、実際の労働市場においては、好景気であろうと、不況であろうと、失業が存在し、同時に、企業には、充足されない求人が存在する。それは、現実の労働市場では、常に、雇用を増加させる企業があり、新たに起業することで雇用が創出されながら、企業倒産によって解雇者の発生が同時に起こるためである（摩擦的失業）。

さらに、労働市場において、企業が求めている技能・技術を持った労働者が存在しないか、地域的に離れたところに居住し移動が困難な場合などに、企業に欠員がありながら失業が発生することがある（構造的失業）。

労働需要と労働供給の双方が存在しながら失業が存在するわけで、これらを総称して、「ミスマッチ失業」と呼ぶ。

本来、景気循環的失業と摩擦的失業は、お互いに独立した概念である。ところが、これらの間にも、統計的に何らかの関係が発生することが少なくない。例えば、景気の悪化を背景に、企業から解雇されまたは雇用を失った人たちが、なかなか再就職できない場合がある。こうして、失業が長期化し、いつまでも仕事につけないことが、本人の就労の意欲や能力を低下させることがある。このような事態は、労働経済学的には、人的資本の磨滅とみなされるほか、社会的にみても、長期失業者に対する「ラベリング」によって、企

業側の先入見または差別が助長される可能性がある。

したがって、景気循環的理由で発生した失業者が、失業の長期化の結果、ミスマッチ失業に転換してしまうことは語義矛盾ではない。経済学では、時間の経過とともに生じる動学的変化を「履歴効果」と呼び、経済モデルの内生的な変化とみなすことができる。

実際に観測された失業率（ U ）と欠員率（ V ）を図1-1に表現すると、 UV の間に一定の関係があることがわかる。 UV の間のトレードオフの関係を示す曲線を、ペバリッジ・カーブ（または UV カーブ）と呼んでいる。本章では、ペバリッジ・カーブで表現されているミスマッチ失業に焦点をあてて、これを改善するため労働市場政策の

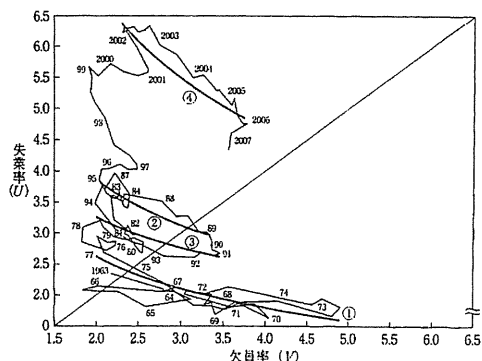


図1-1 測定されたペバリッジ・カーブ
資料出所：労働政策研究・研修機構（2008）。

役割や効果を検討する。

3 「サーチ市場」としての労働市場

労働市場は、経済学では「サーチ市場」の一つとされている。この市場は、情報が極めて不完全で「非対称的」(asymmetric)であることが特徴となっている。このため、需給をマッチさせるには、的確な情報を提供し、時間をかけてサーチ行動を支援しなければならない。

しかし、労働力需要と供給をマッチさせるには、高い不確実性が存在している。そもそも、労働市場では価格情報だけではマッチングしない。こうした、「サーチ市場」の代表格としては、労働市場のほか、不動産市場や結婚市場などが存在する。

「サーチ市場」の特徴として、仲介者(middleman)が介在し得ることがあげられる。仲介者は、需要者と供給者の間にはり、適切な情報を提供することによって、「サーチ行動」を円滑化する(Yavas 1994, Walwei 1996)。

そこには、民間の職業紹介機関のみならず、公的職業紹介機関が存在する。公的職業紹介機関は、ほとんどの先進国では、程度の違いはあれ、全国的な労働市場のインフラとして機能している。求人・求職情報について、労働市場の広域化や労働移動の円滑化のためには、全国ネットワークを維持する必要がある。職業紹介事業は、民営事業者によっても実施されるが、民営事業者が「範囲の経済(economy of scope)」を実現することが困難であるために、結果として、公的な紹介システムが存在すると考えることもできる。民営職業紹介事業者が多く存在し、労働市場の情報が民営紹介事業者ごとに分断されてしまうと、労働市場のマッチング機能が低下する可能性も

指摘されている(Walwei 1996)。

これと同時に、仕事を有しない個人が「サーチ行動」を持続するには、失業状態であっても生活を維持しなければならない。先進国の労働市場では、「失業する自由」を保障する必要があり、そのために失業保険(日本は雇用保険)の整備が不可欠である。

失業給付の期間が長期化すると、失業率が上昇するという関係は、統計的には明らかではあるが、失業給付が失業を生み出すと理解するのは早計である。

例えば、失業した個人は、精神的な打撃から、すぐには次の仕事を探すことができない場合が少なくない。しかも、労働市場で、前職と同様の高い処遇を受けられる仕事には、なかなかめぐり合えない場合が少なくない。このため、失業給付の終了する1~2ヶ月前にならないと、就職行動が本格化しない(これを「駆け込み効果」と呼ぶ)。

失業給付は、本来は、具体的に求職活動を行う失業者にしか支給されない。実際には仕事を探さず、就職する意思のない失業者には「モラルハザード」の疑いが生じ、制度的には不正受給となるので、給付制限を実施せざるを得ない。しかし、当該地域の雇用機会が払底している場合は、求職活動は、受給権を維持するための手続きにすぎなくなる。高失業時には、ハローワークに雇用保険の失業給付の受給者があふれかえっていても、就職する者が少ないのは、そのためである。

4 多様な需給ミスマッチの可能性

それでは、需給ミスマッチの概念を、経済理論通り失業と欠員が共存する場合だけに限定してよいだろうか。最近のわが国の労働市

場の実態に照らして、かなりの議論があり得よう。

第1に、近年は非正規雇用が増加しているが、正規雇用を希望する者が失業者の大半を占めているため失業者が再就職できない。このような場合、広い意味で、需給ミスマッチが生じていると考えていいのではないかと。

確かに、多様な就業機会を生み出すことは、就労者のニーズに配慮する面がある。しかし、雇用の非正規化そのものが、需給ミスマッチを生むのである。例えば、正規雇用を希望しながら、パートタイムやアルバイトとして就労しているフリーターの場合、そのような雇用自体がミスマッチの結果であると主張できよう。

また、子どもを育てている片親(多くは、シングルマザー)の場合、小さな子どもを養育するにもかかわらず、十分な両立支援を受けられないことが就労の障害になる。また、遅刻や欠勤を理由に正規雇用をやめざるを得ない。結局、低賃金のパートでしか就労できなくなるので、雇用されているとはいえ、そこに深刻な需給ミスマッチがあると考えることができる。

第2に、若年の無業者の増加についても、現在、就業を希望していない場合でも、経済的自立を目指すはずの若年者が就労の希望を失ったとすれば、これも、需給ミスマッチの一種と考えることができるのではないかと。

特に、ニート(NEET:雇用されず、教育も受けず、訓練も受けていない者)と呼ばれる者の3分の2程度は、かつては就労の経験がありながら、現在は就労していないとみられる。それらの者が、就労先で、十分な指導や訓練を受けないうまま、苛酷な仕事に従事させられ、多くのストレスを背負って働いたために、労働市場に参入する意欲を失うことが少なくない。その場合、企業の雇用管理自体に問題があ

り、需給ミスマッチが生じ、無業化したと考えるべきである。

第3に、近年、小・中学校の不登校者、高校の不就学者および中退者の存在が次第に明るみに出ている。学歴不足などが原因で、需給ミスマッチが拡大していると考えられるのではないかと。その多くが無業のまま、あるいは、フリーターで就労しているとみられるからである。

小中学校でも、学校内のいじめの増加で、登校できない児童・生徒が発生しても、教員の不登校への理解が不足しているため、十分な対策も立てられない場合が少なくない。教員自身が、不登校・不就学となった児童・生徒を怠慢だとして差別的な扱いをしている場合もある。こうして、学校に行かないまま、義務教育を自動的に修了させられる子どもたちがいる。

高校の場合も、文部科学省の数値では、中退者は2%台ということになっているが、事情が不明の者などを含めた非卒業者は、5~8%以上に達しているとの推計が可能である。

これらの生徒は、高校卒業の学歴を有しないことにより労働市場で需給ミスマッチを起こしてしまう。これらの人たちに、後からでも高校を卒業できる機会を提供してきた定時制高校が、最近ほとんど廃合されている。定時制を活用した、「チャレンジ校」を設けているのは、一部の都府県にすぎない。

このほか、大学卒業を含め、就職困難だった年次の就職者には、その後、転職する潜在的な可能性が高いことも検証された(「世代効果」)。また、就職活動の前に、社会で生きていくのに必要なところざしがなく、自分を表現する社会的スキルもなく、需給ミスマッチを起こす可能性の高い大卒者が増加することが懸念される。

5 高卒者の進学率上昇および職種別ミスマッチ

1990年代半ば以降、若年層の減少傾向が続くなか、高卒者の労働市場には非常に大きな変化が生じている。この時期は、日本から中国への直接投資が急増したなか、国内の生産拠点や雇用機会が減少した時期とも重なっている。また、正規雇用がパート雇用や請負・派遣労働に置き換えられ、良好な正規雇用の機会が少なくなった。こうしたなかで、高卒者の大学等進学率が顕著に上昇して、全国平均で53.9%になっている(2009年)(図1-2)。すでに、高卒者の就職率は10年前より10%ポイント低い20%前後にまで低下した。

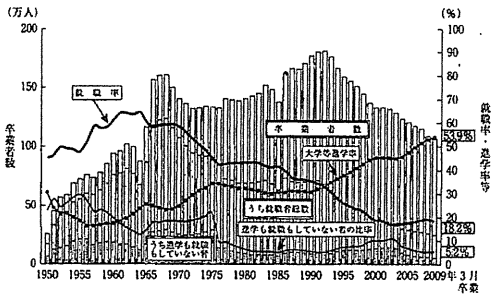


図1-2 高卒者の就職と大学進学状況

注：1 「進学も就職もしていない者」は、家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者または進路が未定であることが明らかでない者である。
2 1975年以前の「進学も就職もしていない者」には、各種学校、公共職業能力開発施設等入学者を含む。
また、2003年以前には、「一時的な仕事に就いた者」を含む。
資料出所：文部科学省。

同時に、大学進学者数は、当時から現在まで、概ね60万人台を維持し、むしろ、近年は、大学学部の新設への規制が緩んだため、大学生の数も増加気味である。

このような高卒市場の急速な変化は、一見すると、東アジア域内の産業再編成や高卒市場の雇用の質的低下に対して、高学歴化を進めることによって、適切に需給調整が行われたように見える。

しかし、若年層または高卒就職者の減少が、新たな需給ミスマッチを引き起こしている。高校を卒業後、養成学校を経て、2〜3年後に就職する専門職(テクニシャン)の労働市場の職種別の需給ミスマッチである。近年、多くの養成施設が、無線・通信、土木・建設、電気・電子、情報処理や、美容・理容、自動車整備などの職種では、低い場合は3割程度、高い場合でも6割程度しか定員を充足できなくなっている(表1-1)。

ハローワークにおける職種別の有効求人倍率をみても、類似の職種において求人倍率が高くなっており、労働市場における需給ミスマッチの存在が確認できる。これら職種では、毎年平均年齢が1歳

表1-1 専門学校入学者充足率の推移

分野	2007年度			2008年度			2009年度		
	定員数	入学者数	充足率	定員数	入学者数	充足率	定員数	入学者数	充足率
自動車整備	14,329	11,097	77.44	14,954	9,977	66.72	13,989	8,906	63.66
調理	1,095	359	32.79	1,090	362	33.21	915	340	37.16
土木・建築	11,319	5,670	50.09	10,729	4,887	45.55	9,566	4,345	45.42
電気・電子	3,957	1,627	41.12	3,521	1,397	39.68	2,945	1,337	45.40
無線・通信	1,007	299	29.69	1,065	416	39.06	1,115	347	31.12
機械	1,080	736	68.15	1,020	609	59.71	1,040	620	59.62
情報処理	30,003	15,376	51.25	26,124	12,992	49.73	24,205	12,188	50.35
美容・理容	7,480	5,345	71.46	8,086	5,240	64.80	8,289	5,042	60.83
医療	35,030	23,277	66.45	34,432	21,624	62.80	33,256	18,674	56.15

資料出所：全国専門学校協会のデータによる。

近く上昇し、将来にわたって、これらの生産やサービスが十分に供給できるのかどうか不安が高まる。

なお、近年、少子化のもとで大学進学率が上昇しているドイツやフランスなど欧州諸国でも、類似的傾向がみられ、長期的な視点から対策を講じる必要性が高まってきた。

6 大卒以上の専門職市場の需給ミスマッチ

概ね大卒以上で国家資格の取得を必要とする専門職(プロフェッショナル)の市場にも、様々な需給ミスマッチが広がっている。ここでは、医師・看護師、専門医師・専門看護師、弁護士などを考えてみよう。

プロフェッショナルの労働市場では、原則として、公的資格取得が参入の条件となる。ただし、無資格者に活動制限のない介護福祉士は、厳密な意味ではこれに該当しない。公的資格の取得を参入条件にするのは、経済学的には、プロフェッショナルのサービスが「公共財」の性質を有することや、消費者が当該サービスの質を正しく評価できないような情報の非対称性が存在するためと考えられる。

現実には、プロフェッショナルの養成施設の定員や、資格試験の合格水準が、労働供給を制限する働きをしている。供給制限が厳しいほど、市場賃金は、長期的に高めに維持される。このような権益を守るため、同業者の団体が参入規制を厳しく維持するための政治的な圧力団体になる場合もある。

医師や看護師の需給については、5年ごとに推計が実施され、養成計画などに反映されてきた。高齢化の進展にもかかわらず、1990年代には、医師・看護師の供給は過剰であると判断され、養成定員は抑制されてきた。

近年、医療訴訟を背景として、インフォームドコンセントや啓蒙

活動などの業務が増加し、さらに外来や夜勤が過重な負担となり、医師や看護師の需給は実質的にひっ迫し、労働力の需給ミスマッチが拡大しているとの批判が強まっている。

特に、近年、医師の場合、初期研修医制度の導入で、大学医局による地方病院への人材配分機能が低下している。また、看護師の場合、看護師1人にベッド数7の場合、1対12などの場合より、高い診療報酬が導入された。この結果、都市部の大病院が人材を集め、地方や公立の病院は極度の医師・看護師不足に陥る事態が深刻化となった。なお、資格を有しながら就労しない看護師は2009年現在、55万人(就労中の者は130万人)、参考までに、就労しない介護福祉士は20万人(就労中の者は26万人)と推定される。

医師、看護師、薬剤師などは、国家試験に合格すれば、就労する診療科・専門分野を選ぶ自由度が与えられている。近年、評価認定機構が、学会や看護・薬剤師団体などと協調し、専門研修を受け資格審査や試験に合格した場合、これら団体が認定する者を専門医、専門看護師などと定義した。医師だけでも、その分野数は50以上ある。ただし、専門医や専門看護師などと称しても、診療報酬が高くなるとは限らない。

司法試験については、改革実施後、ほぼ2000人ずつの合格者が出ていたが、なかなか増えない。この理由を、法務省は、法科大学院の教育の質が十分でないためと説明している。しかし、日本の法律専門家志望者は、法科大学院の入試と司法試験で二重に選ばれている。法科大学院の定員は合格者数の倍以上と大きい。授業料は高価である。年齢制限や受験回数の制限も厳しい。入口は厳しくても出口ではほとんど合格する欧米のロースクールに比べると、供給制限は依然として厳しく、受験者のリスクが高い。